

守口市旧本庁舎等跡地活用事業 募集要項等 別添資料3 事業用定期借地権設定契約書（案）

新旧対照表（令和元年12月12日）

No.	修正箇所	旧	新
1	第11条-4	本件土地に埋設されたNTTインフラネット株式会社（以下「NTT」という。）が管理する通信用ケーブルを保護し收容するための管路系設備について、乙とNTTとの協議の結果、当該設備に係る迂回工事を乙がNTT又はNTTの指定する第三者に発注して実施することとなったときは、甲はその工事費用を合理的な範囲で負担する。	本件土地に埋設された西日本電信電話株式会社又はその関連会社（以下「NTT」という。）が管理する通信用ケーブルを保護し收容するための管路系設備について、乙とNTTとの協議の結果、当該設備に係る迂回工事をNTTが実施することとなったときは、甲はその工事費用を合理的な範囲で負担する。
2	第15条-3	乙は、前項ただし書きに基づき本件借地権又は本件借地権者たる地位及び民間施設を併せて第三者に譲渡する場合、甲に対し、当該第三者との譲渡契約書等、甲が求める資料を事前に提出しなければならない。	乙は、前項ただし書きに基づき本件借地権又は本件借地権者たる地位及び民間施設を併せて第三者に譲渡する場合、甲に対し、当該第三者との譲渡契約書（案）等、甲が求める資料を事前に提出しなければならない。譲渡後に締結済みの譲渡契約書について乙と譲受人連名での正写証明文言を付した写しを甲に提出しなければならない。

※借地権を共同で賃借する場合について明確化するため、「事業用定期借地権設定契約書（案）共同賃借版」を追加している。

守口市旧本庁舎等跡地活用事業 募集要項等 別添資料4 定期借地権設定契約書（案）

新旧対照表（令和元年12月12日）

No.	修正箇所	旧	新
1	第11条-4	本件土地に埋設されたNTTインフラネット株式会社（以下「NTT」という。）が管理する通信用ケーブルを保護し收容するための管路系設備について、乙とNTTとの協議の結果、当該設備に係る迂回工事を乙がNTT又はNTTの指定する第三者に発注して実施することとなったときは、甲はその工事費用を合理的な範囲で負担する。	本件土地に埋設された西日本電信電話株式会社又はその関連会社（以下「NTT」という。）が管理する通信用ケーブルを保護し收容するための管路系設備について、乙とNTTとの協議の結果、当該設備に係る迂回工事をNTTが実施することとなったときは、甲はその工事費用を合理的な範囲で負担する。
2	第15条-3	乙は、前項ただし書きに基づき本件借地権又は本件借地権者たる地位及び民間施設を併せて第三者に譲渡する場合、甲に対し、当該第三者との譲渡契約書等、甲が求める資料を事前に提出しなければならない。	乙は、前項ただし書きに基づき本件借地権又は本件借地権者たる地位及び民間施設を併せて第三者に譲渡する場合、甲に対し、当該第三者との譲渡契約書（案）等、甲が求める資料を事前に提出しなければならない。譲渡後に締結済みの譲渡契約書について乙と譲受人連名での正写証明文言を付した写しを甲に提出しなければならない。

※借地権を共同で賃借する場合について明確化するため、「定期借地権設定契約書（案）共同賃借版」を追加している。